

物件調書

※この調書は、入札に付する物件を確認される上での参考資料です。

申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。

<お問い合わせ先>

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畠 565 番地

高島市総務部行財政管理局

行政管理課

電話 0740-25-8112 (直通)

FAX 0740-25-8101

物 件 調 書

物 件 番 号	1
所 在 地	高島市新旭町旭字村東811番1
地 目	宅地
面 積	3, 461. 14 m ² (実測)
予定価格(最低売却価格)	68, 500, 000円
法令等に基づく制限	非線引都市計画区域 用途地域：無指定 建ぺい率制限： 70% 容積率制限： 200% 道路斜線制限有り、隣地斜線制限有り
供給処理施設の状況 (利用可能な施設)	電 気：関西電力株 上水道：高島市上水道（前面道路配管有り） 下水道：高島市公共下水道（前面道路配管有り） ガ ス：個別プロパン
そ の 他	・当該地は、JR湖西線「新旭駅」から南東方へ約560mに位置し、北側に幅員19mの両側歩道付舗装道路「平井藁園1号線」に接面する。間口25m、奥行約40mの略長方形地で、高島市役所までは約450m、新旭北小学校まで約2kmで生活上の利便性はやや優ります。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月31日まで市の職員駐車場として利用しているため、引き渡しは令和8年4月1日からとなります。 ・本物件は現状有姿で売却します。本物件の土壤調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、市は責任を負いません。 ・都市計画については、高島市都市整備部都市政策課（電話：0740-25-8571）でご確認ください。 ・水道本管への接続なし。下水道本管への接続なし。（水道加入金、下水道受益者負担金必要。） 詳しくは高島市都市整備部上下水道課（電話：0740-25-8573）でご確認下さい。 ・建物の建築については、滋賀県高島土木事務所管理調整課（電話：0740-22-6046）でご確認ください。

物 件 調 書

物 件 番 号	2
所 在 地	①高島市新旭町饗庭字宮尻 247番1 ②高島市新旭町饗庭字宮尻 279番1
地 目	①宅地 ②雑種地
面 積	3, 160. 80 m ² (実測) 内 ① 2, 835. 80 m ² (実測) 訳 ② 325. 00 m ² (実測)
販 売 価 格	10, 418, 000円
法令等に基づく制限	①非線引都市計画区域 用途地域：無指定 建ぺい率制限： 70% 容積率制限： 200% 道路斜線制限有り、隣地斜線制限有り ②非線引都市計画区域 用途地域：無指定 建ぺい率制限： 70% 容積率制限： 200% 道路斜線制限有り、隣地斜線制限有り
供給処理施設の状況 (利用可能な施設)	電 気：関西電力株 上水道：高島市上水道（前面道路配管有り） 下水道：高島市公共下水道（前面道路配管有り） ガ ス：個別プロパン
そ の 他	・当該地は、J R湖西線「新旭駅」から北西方へ約 1.7 kmに位置します。高島市役所までは約 1.9 km、新旭北小学校までは 300mにあり、生活上の利便性は普通であります。 幅員約 4.0mの舗装道路「安井川米井 2号線」接面し、 ①は、間口約 40m、奥行約 75mの不整形地、 ②は、間口約 60m、奥行約 18mの鍵型の不整形地です。

備 考	<ul style="list-style-type: none">・本物件は現状有姿で売却します。本物件の土壤調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、市は責任を負いません。・都市計画については、高島市都市整備部都市政策課（電話：0740-25-8571）でご確認ください。・水道本管への接続なし。下水道本管への接続なし。（水道加入金、下水道受益者分担金必要。）詳しくは高島市都市整備部上下水道課（電話：0740-25-8573）でご確認下さい。・建物の建築については、滋賀県高島土木事務所管理調整課（電話：0740-22-6046）でご確認ください。
--------	---